

第1章 計画の策定にあたって

1 趣旨・背景

鳥取県は、平成24年3月に第2次鳥取県環境基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定しました。

基本計画では、中長期的な視野に立って、平成32（2020）年度を目標年度に、次の基本的方向と6つの目標を設定しています。

【基本的方向】

NPOや地域・企業などと連携・協働して、全国をリードする環境実践
「とっとり環境イニシアティブ」に取り組む

【目標】

- I エネルギーシフトの率先的な取組み
- II NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開
- III 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現
- IV 安全で安心してくらせる生活環境の実現
- V 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
- VI 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進

とっとり環境イニシアティブプラン（以下、「実行計画」という。）では、基本計画において具体的に推進する施策について、当面、重点的に取り組むべき項目を抽出し、4年後の目標と目標を達成するための施策を掲げます。

なお、この実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第3項に規定されている地方公共団体実行計画（区域施策編）及び鳥取県地球温暖化対策条例第5条に規定されている対策計画として位置付け、温室効果ガスの総排出量及び吸収量の目標値も盛り込みます。

- ・平成26年度までの温室効果ガスの総排出目標量：4,329千t
- ・平成26年度までの森林による温室効果ガスの吸収目標量：610千t
- ※ 森林吸収量を勘案したCO₂排出量3,719千t（4,329千t－610千t）は、平成2年度（1990年度）におけるCO₂排出量の約85%

2 計画の目標年度

実行計画の期間は、環境を巡る状況や社会経済情勢の変化が早い中で計画の実効性を確保するために、平成23年度から平成26年度までの4年間とします。

3 進行管理

実行計画の目標と施策は、県の工程表と連動させ、PDCAサイクル（企画立案 → 実施 → 評価 → 改善）により進行管理を行います。

その取組み状況は、県のホームページ（とりネット）にて公表し、広く県民の声を計画の推進に反映させます。